

保険料調整制度のご案内

1. 保険料調整制度とは

Q1 保険料調整制度はどのような制度ですか？

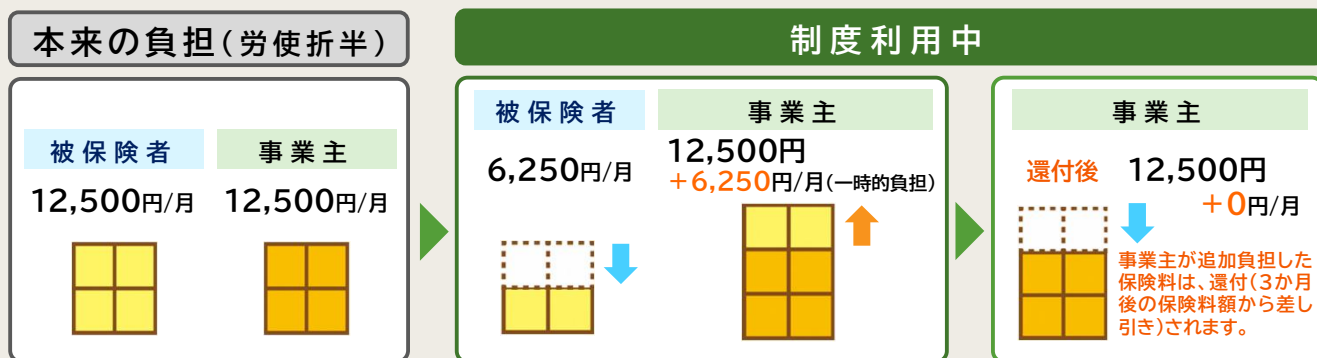
A1 新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、事業主が被保険者の社会保険料(※1)を一時的に一部負担することで、**通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減(※2)**できる制度です。
なお、**事業主が最終的に納付する保険料は増えません！**

※1 対象となる保険料は、賞与に関するものを除いた厚生年金保険料・健康保険料です。

※2 事業所単位で通算3年間、対象となる被保険者の保険料を軽減できます。詳細はQ4-1をご覧ください。

標準報酬月額8.8万円の被保険者に制度を利用した場合のイメージ

※保険料額はイメージであり、実際の額とは異なります。



被保険者の保険料軽減割合は、標準報酬月額に応じて決まっています。
また、制度利用3年目は保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。

月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万~10.1万未満 (9.8万)	10.1万~10.7万未満 (10.4万)	10.7万~11.4万未満 (11万)	11.4万~12.2万未満 (11.8万)	12.2万~13万未満 (12.6万)
被保険者:事業主(1・2年目)	25 : 75	30 : 70	36 : 64	41 : 59	45 : 55	48 : 52
被保険者:事業主(3年目)	37.5 : 62.5	40 : 60	43 : 57	45.5 : 54.5	47.5 : 52.5	49 : 51



事業主が最終的に納付する保険料は増えません！

事業主が追加負担した保険料は、一旦納付した後に還付(3か月後の保険料額から追加負担分を全額差し引き)するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。
ただし、保険料を納付期限(翌月末)までに納付せず、督促状の指定する期限までにも納付しなかった場合は、その月の追加負担分は差し引かれません。



被保険者が将来受け取る年金額への影響はありません！

制度を利用し、被保険者の保険料が軽減されても、被保険者が将来受け取る年金額は減りません。

2. 対象となる事業所

Q2 制度を利用できる事業所を教えてください。

A2 ①～④のいずれかに該当する事業所^(注1)が対象です。

対象事業所が制度を利用する場合、申出期限内に申出をする必要があります。
なお、①～④の条件に複数該当した事業所は、最初に該当した条件が申出期限の基準となります。

1 2026年10月1日以降に、任意特定適用事業所となった事業所

2026年10月1日から2035年9月30日までに、任意特定適用事業所(任意で短時間労働者を社会保険の加入対象とした事業所)となった事業所が対象です。

申出期限 任意特定適用事業所となった月から2年以内^(注2)

2 2027年10月1日以降の社会保険の適用拡大により、特定適用事業所となった事業所

2027年10月1日以降の社会保険の適用拡大(特定適用事業所に該当する企業の範囲の拡大)により、特定適用事業所(短時間労働者が社会保険の加入対象となった事業所)となった以下の事業所が対象です。

対 象 時 期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
対 象 事 業 所	従業員数 ^(注3) 36～50人の事業所	従業員数 21～35人の事業所	従業員数 11～20人の事業所	従業員数 10人以下の事業所

申出期限 特定適用事業所となった月から2年以内^(注2)

3 任意適用事業所^(注4)のうち、2027年10月1日～2035年9月30日に、従業員数が51人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所

任意適用事業所として社会保険に加入している個人事業所のうち、2027年10月1日から2035年9月30日までの間に、従業員数が51人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所が対象です^(注5)。

申出期限 任意適用事業所が特定適用事業所となった月から2年以内^(注2)

4 2035年10月1日以降、任意適用事業所となった個人事業所

2035年10月1日以降に、任意適用事業所となった個人事業所は、従業員数に関わらず対象です。

申出期限 任意適用事業所となった月から2年以内^(注2)



一度保険料調整制度を利用した事業所は、再び保険料調整制度を利用することはできません。

(注1) 上記①～④のいずれかに該当する事業所であっても、以下のA・Bのいずれかに該当する場合は、制度の対象外です。

- ・ A) 2026年10月1日時点で既に、短時間労働者が社会保険の加入対象となっている事業所
- ・ B) ①～④のいずれかに該当する前に、従業員数が常時51人以上となった事業所

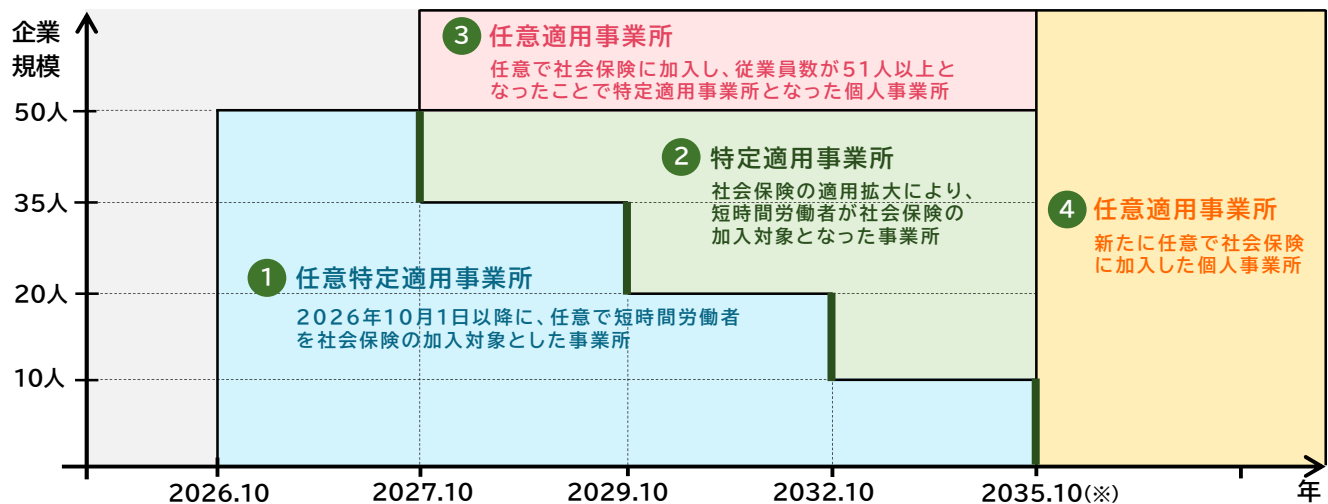
(注2) 制度の利用が可能となった日から2年を経過した日が属する月の前月までが申出の期限です。

(注3) 従業員数とは、厚生年金保険の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)です。

(注4) 従業員数5人未満の個人事業所など、強制適用事業所以外の事業所で、労使合意により、任意で社会保険に加入した個人事業所。

(注5) 従業員数が50人以下の任意適用事業所は、上記①または②のいずれかに該当することで対象となります。

制度を利用できる事業所のイメージ図



※ 企業規模要件の撤廃により、2035年10月1日に短時間労働者が社会保険の加入対象となった事業所も利用できます。

3. 対象となる被保険者

Q3-1 対象となる被保険者を教えてください。

A3-1 以下の4つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 対象事業所で勤務

② 標準報酬月額が12.6万円以下
(月収が13万円未満)

③ 週の所定労働時間が20時間以上
かつ、フルタイムの3/4未満

④ 学生ではない
(夜間学生や休学中を除く)



以下に該当する方は制度の対象外です。

- ・ 70歳以上で、任意で厚生年金保険に加入している被保険者(高齢任意加入被保険者)
※ 70歳以上の被保険者は、健康保険料のみ保険料調整制度の対象となります。
- ・ 複数の事業所で社会保険に加入している被保険者
- ・ 産休期間中・育休期間中で、社会保険料が免除されている被保険者

Q3-2 希望した一部の対象被保険者のみ、制度を利用することはできますか？

A3-2 できません。

事業所単位で適用が決まる制度であり、制度を利用する事業所に勤務する全ての対象被保険者に制度が適用されます。

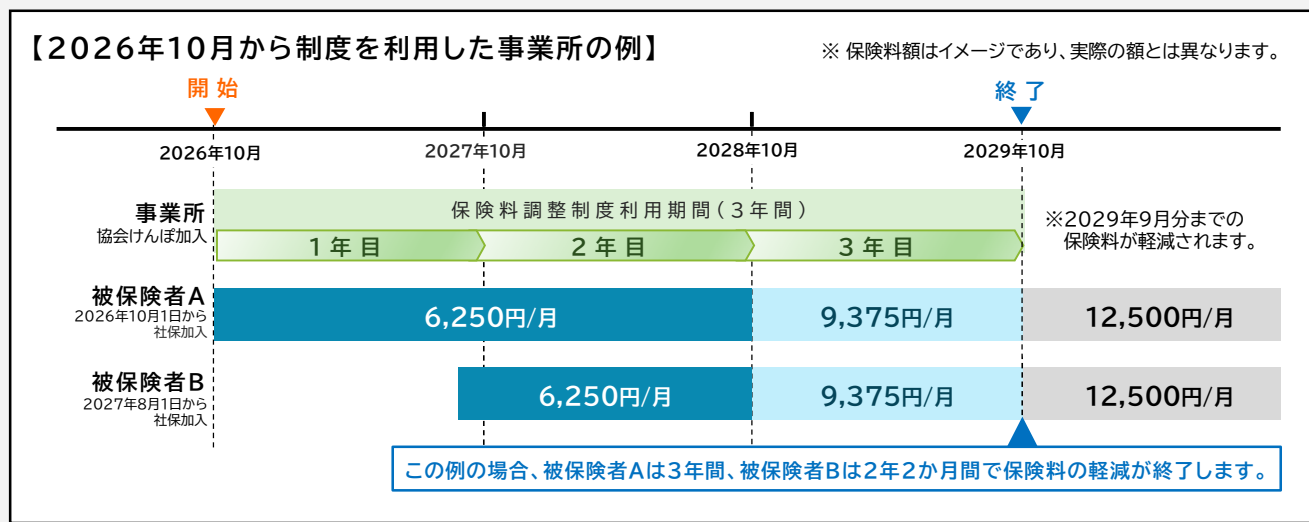
4. 制度の利用可能期間

Q4-1 いつからいつまで、被保険者の保険料負担が軽減されますか？

A4-1 事業主が制度の利用を申し出た月から通算3年間が経過する月まで、被保険者の保険料負担が軽減されます。

制度の対象となる被保険者が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、被保険者の保険料の軽減は終了します。



制度利用3年目は、保険料軽減割合が変わります。

制度利用3年目は、被保険者の保険料軽減割合が、1・2年目の半分となります。被保険者と事業主の保険料の負担割合は右表のとおりです。

※ 事業主が追加負担した保険料は還付(3か月後の保険料額から差し引き)されるため、事業主が最終的に納付する保険料は増えません。

標準報酬月額	被保険者:事業主(1・2年目)	被保険者:事業主(3年目)
~88,000	25 : 75	37.5 : 62.5
98,000	30 : 70	40 : 60
104,000	36 : 64	43 : 57
110,000	41 : 59	45.5 : 54.5
118,000	45 : 55	47.5 : 52.5
126,000	48 : 52	49 : 51



途中で制度の利用が自動停止される場合があります。

保険料調整制度は制度の利用を申し出た月から通算3年間が経過する月まで適用されますが、途中で制度の利用が自動停止される場合があります。詳細はQ8をご覧ください。

Q4-2 制度の利用を途中でやめることはできますか？

A4-2 途中でやめることはできません。

被保険者の保険料負担軽減のための制度であり、事業主からの申出でやめることはできません。制度の利用期間は、標準報酬月額に応じて決まっている事業主の追加負担を必ず行う必要があります。

5. 軽減される保険料額の計算方法

Q5 軽減される保険料額の計算方法を教えてください。

A5 被保険者1人あたりの軽減額は、
「①通常の保険料額 × ②保険料軽減割合」です。

① 通常の保険料額

・標準報酬月額 × 保険料率

※ 厚生年金保険の保険料率は、18.3%です。

※ 健康保険の保険料率は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は、都道府県によって異なります。健康保険組合に加入している場合は、各健康保険組合によって異なります。

② 保険料軽減割合

・標準報酬月額に応じて決まっています。

・標準報酬月額ごとの割合については、以下の表をご参照ください。

※ 制度利用から3年目は、保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。

※ 厚生年金保険料と健康保険料は、別々に計算します。

※ 軽減額に端数が生じた場合は、1円未満を四捨五入します。

※ 賞与に関する保険料や、介護保険料、子ども・子育て支援金は、制度の対象外です。

■ 保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料（単位：円）

等級	標準報酬月額	保険料全額	折半額 (事業主負担額・被保険者本来負担額)	1・2年目			3年目		
				被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合	被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合
1	88,000	16,104	8,052	4,026	▲4,026	25%	6,039	▲2,013	12.5%
2	98,000	17,934	8,967	5,380	▲3,587	20%	7,174	▲1,793	10%
3	104,000	19,032	9,516	6,852	▲2,664	14%	8,184	▲1,332	7%
4	110,000	20,130	10,065	8,253	▲1,812	9%	9,159	▲906	4.5%
5	118,000	21,594	10,797	9,717	▲1,080	5%	10,257	▲540	2.5%
6	126,000	23,058	11,529	11,068	▲461	2%	11,298	▲231	1%

■ 保険料調整制度を利用した場合の健康保険料の例（単位：円）

等級	標準報酬月額	保険料全額	折半額 (事業主負担額・被保険者本来負担額)	1・2年目			3年目		
				被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合	被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合
1	58,000	5,800	2,900	1,450	▲1,450	25%	2,175	▲725	12.5%
2	68,000	6,800	3,400	1,700	▲1,700	25%	2,550	▲850	12.5%
3	78,000	7,800	3,900	1,950	▲1,950	25%	2,925	▲975	12.5%
4	88,000	8,800	4,400	2,200	▲2,200	25%	3,300	▲1,100	12.5%
5	98,000	9,800	4,900	2,440	▲1,960	20%	3,920	▲980	10%
6	104,000	10,400	5,200	3,744	▲1,456	14%	4,472	▲728	7%
7	110,000	11,000	5,500	4,510	▲990	9%	5,005	▲495	4.5%
8	118,000	11,800	5,900	5,310	▲590	5%	5,605	▲295	2.5%
9	126,000	12,600	6,300	6,048	▲252	2%	6,174	▲126	1%

※健康保険料率を10.0%として計算した場合の仮定の金額です。

6. 事業主が一時的に追加負担した保険料について

Q6 事業主が一時的に追加負担した保険料は、どうなりますか？

A6 追加負担額は、還付(3か月後の保険料額から差し引き)されます。

※ 健康保険組合に加入している場合は、各健康保険組合に確認ください。

■ 事業主が追加負担した保険料が、還付されるまでのイメージ

※ 保険料額はイメージであり、実際の額とは異なります。

1 4月：保険料の発生

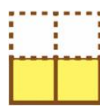
2 5月：4月分の保険料の納付

事業主が4月分の保険料を納付します。
被保険者の保険料が軽減され、事業主は一時的にその分を追加負担します。

4月分の保険料

被保険者

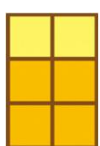
6,250円/月



負担減

事業主

12,500円
+6,250円/月

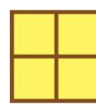


一時的な
追加負担

本来の負担(労使折半)

被保険者

12,500円/月



事業主

12,500円/月

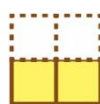


3 8月：7月分の保険料の納付時に、4月分の追加負担額を還付します

7月分の保険料の納付時に、4月分の追加負担額を還付(7月分の保険料額から差し引き)します。また、その旨のお知らせ(保険料調整通知書)が送付されます。

7月分の保険料

被保険者



事業主



7月分の追加負担
が発生し、4月分の
追加負担額が還付
されます。

4月

5月

4月分保険料
納付

6月

7月

8月

7月分保険料
納付

事業主が追加負担した保険料6,250円は、
7月分の保険料の納付時に
還付(保険料額から差し引き)します。

追加負担額が還付されることで、事業主が最終的に納付する保険料額は増えず、
被保険者の保険料負担を軽減できます。



保険料を納付期限(翌月末)までに納付せず、
送付された督促状の指定する期限までもに納付しなかった場合は、
追加負担額の還付は行いません。
また、その旨のお知らせ(保険料調整不該当通知書)が送付されます。

7. 制度利用の手続き

Q7 制度の利用にはどのような手続きが必要ですか？

A7 保険料調整制度の利用開始には以下の手続きが必要です！

1 事業主は開始申出書を記入の上、申出期限内に日本年金機構に提出してください。

提出物	保険料調整開始申出書 「保険料調整開始申出書」の様式は、 日本年金機構HPからダウンロードできます。 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html 
提出方法・提出先	・事務センターへ郵送 ・管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも同時に提出が必要です。
申出期限	制度の利用が可能となった日から2年が経過した日が属する月の前月まで(詳細は A2 をご覧ください)



申出期限を過ぎると制度を利用できませんので、ご注意ください。

例1

2026年10月に、
任意特定適用事業所となった従業員数が20人の事業所
2026年10月から2年以内(2028年9月まで)に、
保険料調整開始申出書を提出する必要があります。

例2

2027年10月に、社会保険の適用拡大により、
特定適用事業所となった、従業員数が40人の事業所
2027年10月から2年以内(2029年9月まで)に、
保険料調整開始申出書を提出する必要があります。

2 申出の受付後、事業主に「保険料調整開始のお知らせ」が送付されます。
お知らせには、制度利用開始年月や終了予定年月が記載されています。



申出が受付された日が属する月が、制度利用開始月となります。
期間を遡って制度を利用することはできません。



対象被保険者の確認や軽減される保険料額の計算に影響が生じること
から、「被保険者資格取得、資格喪失届」や「被保険者報酬月額変更届」
などの各種届書について、迅速・適正なご提出をお願いいたします。

8. 制度利用の自動停止と再開の手続き

Q8 対象となる被保険者数が0人となった場合にはどうなりますか？

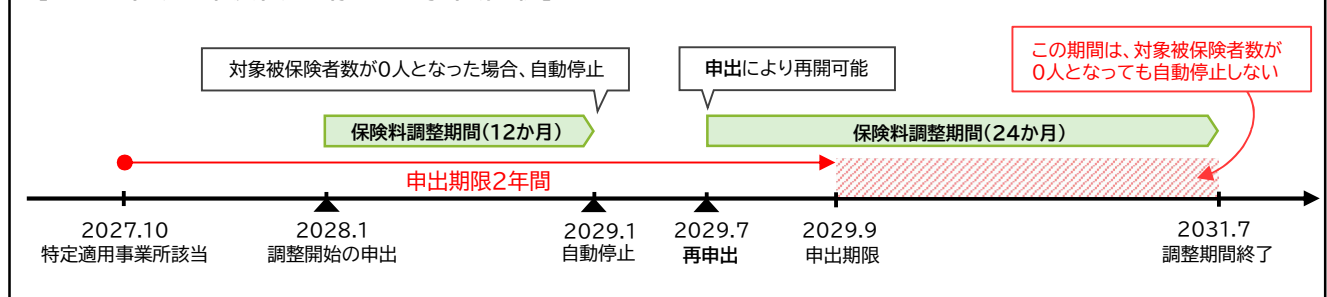
A8 利用開始後、**申出期限内(※)**に**対象被保険者数が0人となった場合、制度利用が自動停止**され、再開までの間は利用期間(通算3年間)から除外されます。

再開したい場合は、申出期限内に再開の申出が必要です。

申出期限より後に対象被保険者数が0人となった場合は自動停止されません。

※ 制度の利用が可能となった日から2年を経過した日が属する月の前月までが申出の期限です。

【2029年1月に制度利用が停止した事業所の例】



申出期限内に対象被保険者が0人となった場合

💡 対象被保険者数が0人となった場合、自動停止されます。

- ・自動停止された場合、事業主に「保険料調整停止のお知らせ」が送付されます。

💡 事業主からの申出により再開が可能です。

- ・自動停止された事業所は、申出期限内であれば、利用再開の申出が可能です。
- ・利用再開の申出があった場合、申出があった日の属する月から制度利用が再開され、停止前の期間と再開後の期間で通算して3年間分の保険料に制度が適用されます。

申出期限を超過している場合

💡 対象被保険者数が0人となった場合でも、自動停止されません。

- ・制度利用開始月から3年間が経過するまでの期間は、対象被保険者数が再び1人以上となった月について、対象被保険者分の保険料額の軽減を行います。

社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/index.html>



保険料調整制度の詳細や手続き方法等は
日本年金機構ホームページへ

「保険料調整制度 特設ページ」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



2026年10月1日から

短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります

保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。



どんな事業所が対象ですか？

以下の①または②の事業所が対象です。

① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所(労使の合意により、任意で短時間労働者(パート・アルバイトの方)を社会保険の加入対象とした適用事業所)になると、保険料調整制度の対象となります。任意特定適用事業所となるための手続きは裏面をご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

対象時期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
従業員数	36～50人	21～35人	11～20人	10人以下

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)を指します。

どんな従業員が対象ですか？

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 週の所定労働時間が20時間以上
(フルタイムの3/4未満)

② 月収が13万円未満
(標準報酬月額が12.6万円以下)

③ 学生ではない

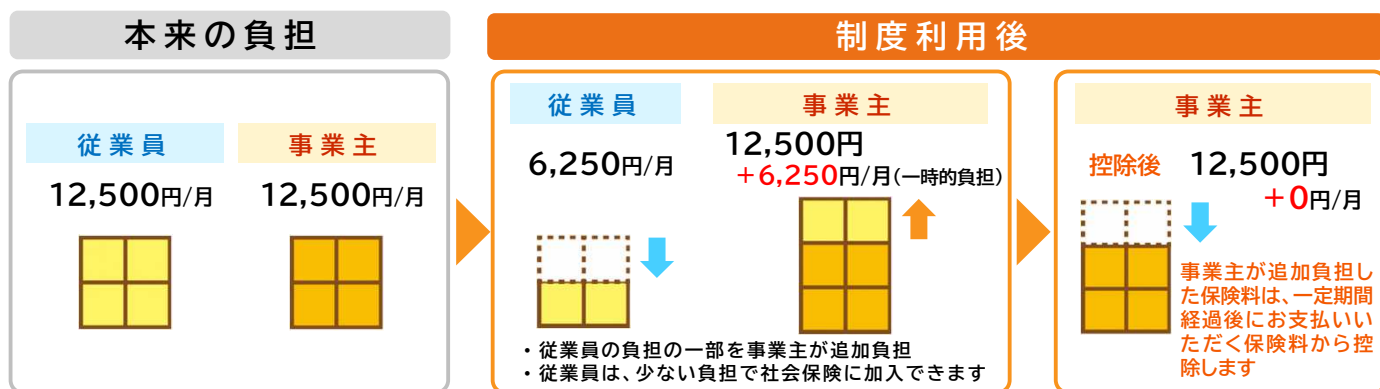
どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。



月収8.8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。



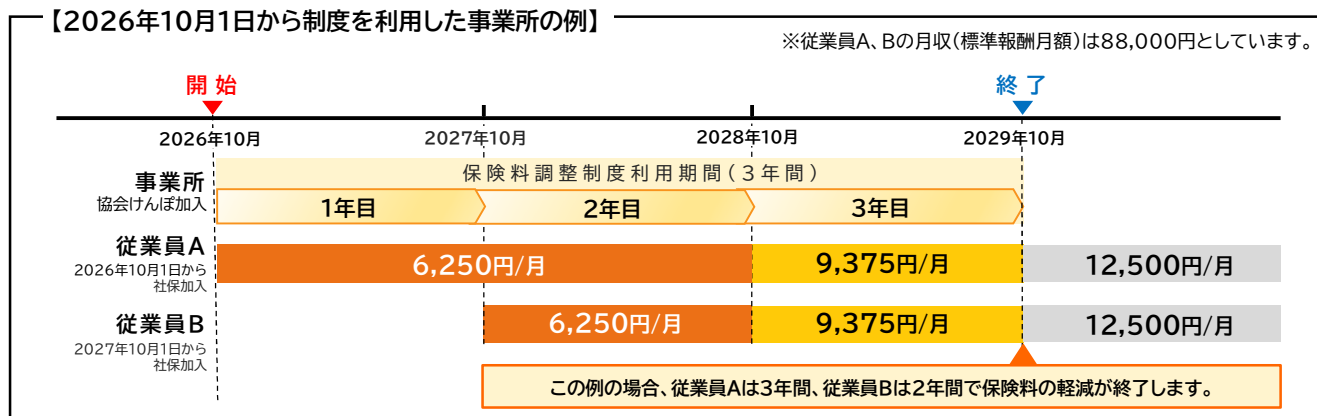
従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万～10.1万未満 (9.8万)	10.1万～10.7万未満 (10.4万)	10.7万～11.4万未満 (11万)	11.4万～12.2万未満 (11.8万)	12.2万～13万未満 (12.6万)
従業員:事業主(1・2年目)	25:75	30:70	36:64	41:59	45:55	48:52
従業員:事業主(3年目)	37.5:62.5	40:60	43:57	45.5:54.5	47.5:52.5	49:51



制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。



どのような手続きが必要ですか？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に、開始申出をする必要があります。

提出物	保険料調整開始申出書
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合の提出方法については、各組合にお問い合わせください。

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryohosei.html>



2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる 任意特定適用事業所となるための手続きについて

短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。

1

人材の確保・定着の可能性が高まります

2

従業員の働く意欲の向上に繋がります

3

就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。

任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

提出物	①任意特定適用事業所申出書 ②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類 ③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届
提出方法・提出先	事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請も可能)

手続きの詳細や届書様式に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteiteikiyo.html>



電子申請に関するご案内
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

手続きのご不明点は
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者

0570-007-123

【受付時間】

平日:8:30~19:00

第2土曜日:9:30~16:00

※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 除く

2026年10月1日から 短時間労働者に係る賃金要件の撤廃と 最低賃金の減額特例の対象者 に関する制度が始まります！

— 対象となる従業員を雇用している事業主の皆さま、対象者の方に周知をお願いします —

社会保険の短時間労働者に係る「賃金要件」が撤廃されます

短時間労働者が社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入するには、以下の①～④の要件を満たす必要がありますが、①の賃金要件については**2026年10月1日に撤廃されます**。

短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入要件

2026年10月1日以降

- ①【賃金要件】 所定内賃金が月額8.8万円以上であること
- ②【労働時間要件】 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ③【企業規模要件】 勤め先が従業員数51人以上の企業であること（※1）
- ④ 学生ではないこと

→ 撤廃

要件を満たす
短時間労働者は
社会保険加入対象

※1 2027年10月以降、対象事業所の範囲が段階的に拡大します。
なお、従業員数が50人以下の事業所でも労使合意に基づく申出により、短時間労働者も加入することができます。

特定減額特例対象者に関する制度が始まります

■ 特定減額特例対象者は引き続き社会保険の加入対象外

2026年10月1日以降、上記②～④の要件を満たすと短時間労働者として社会保険の加入対象となりますが、以下のA・Bの両方に該当する方（特定減額特例対象者）は、原則として加入対象となりません。

A 所定内賃金が月額8.8万円未満 + B 最低賃金減額の特例許可を受けている者（※2） → 原則として社会保険の加入対象となりません

※2 最低賃金減額の特例許可とは

最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあることから、右記の1～5のいずれかに該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。（最低賃金法第7条）

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試の使用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

■ 特定減額特例対象者は申出により社会保険に加入できます

特定減額特例対象者は原則として社会保険の加入対象ではありませんが、老後の保障や万が一の場合に備えるために、申出をすることで社会保険に加入できます。



保険料は労使折半です。

特定減額特例対象者が申出により社会保険に加入した場合の保険料は、他の被保険者と同様に労使折半となります。資格取得日や手続きなどについては裏面をご覧ください。

適用拡大の詳細や社会保険加入のメリットについては、社会保険の適用拡大特設サイトをご覧ください



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



特定減額特例対象者に係る手続きのご案内

■ 申出により加入するにはどのような手続きが必要ですか？

2026年10月1日以降、特定減額特例対象者が社会保険に加入する場合、従業員が事業主を経由して日本年金機構に申し出る必要があります。以下の手続きを行ってください。

① 従業員は事業主に申出書を提出

対象となる従業員は、社会保険の加入を希望する場合、事業主に申出書を提出してください。



申出書には、氏名・生年月日・住所等を記載してください。
日本年金機構のウェブサイトには申出書の様式を掲載していますのでご利用ください。

② 事業主は「被保険者資格取得届」および申出書を日本年金機構に提出

対象となる従業員から社会保険加入の申出を受けた事業主は、「被保険者資格取得届」を作成し、速やかに提出してください。

提出物	- 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 ※ 必要事項を記載し、備考欄の「特定減額特例対象者の任意取得」を選択してください。 取得年月日欄は記入不要です。 - 従業員による社会保険加入の申出書
提出方法・提出先	- 事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参 - 電子申請も可能 ※ 健康保険組合に加入している場合は、同時に組合へもご提出ください。



日本年金機構で申出書を受理した日に被保険者資格を取得します。
申出の処理後、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」を事業主に送付します。
事業主は決定通知書を確認し、申出をした従業員に通知してください。

■ 加入した後、任意で被保険者資格を喪失できますか？

- 特定減額特例対象者として社会保険に加入した被保険者は、事業主を経由して日本年金機構に申出をすることで、被保険者資格を喪失することができます。氏名・生年月日・住所等を記載した申出書を事業主に提出してください。
- 事業主は、「被保険者資格喪失届」(喪失原因欄の「特定減額特例対象者の任意喪失」を選択し、喪失年月日欄は記入不要。)を作成し、従業員から提出された申出書とあわせて日本年金機構に提出してください。

※ 健康保険組合に加入している場合は、同時に組合へもご提出ください。

- この場合、日本年金機構が申出書を受理した日の翌日に被保険者資格を喪失します。

■ 事業主の同意は必要ですか？

- 対象者の申出により任意で社会保険に加入または資格喪失する場合、事業主の同意は不要です。
- 対象者となる従業員から申出がありましたら、届出を遅延させることがないように、速やかに手続きをお願いします。

手続きの詳細や届書様式は
日本年金機構ウェブサイトへ

短時間労働者に対する健康保険・
厚生年金保険の適用拡大

[https://www.nenkin.go.jp/
tokusetsu/tekiyokakudai.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html)



手続きのご不明点は
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者
0570-007-123

【受付時間】
平日：8:30～19:00
第2土曜日：9:30～16:00
※土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、
祝日、年末年始(12/29～1/3)除く